

令和4年

第1回市議会定例会 意見書案第7号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の
拡大を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和4年3月15日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	茂木	修
同	同	松宮	健治
同	同	池亀	睦子
同	同	小林	芳幸

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と 対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、介護の各現場では、介護人材の確保に大変苦慮している状況です。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、エッセンシャルワーカーとしての介護人材の役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められています。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い、所要の措置が講じられることになっています。

よって政府は、この介護職員の処遇改善において、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所ごとの柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、下記の事項に対して特段の配慮することを求めます。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法について、その対象者については事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所ごとの介護報酬総額

を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年3月 日

函館市議会議長 浜 野 幸 子

